

虐待防止マニュアル

はじめに

平野小学校の児童は、一人一人が大切にされ、生きる権利を持っています。それが児童虐待のもとで阻害されるようなことがあってはなりません。

私たち平野小学校の教職員全員は、児童虐待防止について啓発したり、早期に発見したりして、児童虐待を未然に防止し被害の拡大に心掛けなければなりません。また、関係諸機関と連携し、事案に対しての対応や保護者に対しての啓発も必要です。

このマニュアルは、平野小学校の児童が幸せに暮らせるためにつくりました。平素の学校生活の中で、気づきを大切に、組織として対応できるためのマニュアルです。

児童虐待の定義とは (児童虐待防止法第2条)

1. 身体的虐待 (こどもの身体に外傷が生じ、または生じる恐れのある暴行を加えること)
 - ・打撲傷、内出血、骨折、頭部外傷、刺し傷、煙草によるやけどなど。
 - ・首を絞める、殴る・蹴る、投げ落とす、熱湯をかける、布団蒸しにする、溺れさせる、逆さ吊りにする、異物を飲ませる、食事を与えない、戸外に閉め出す、一室に拘束するなど。
2. 性的虐待 (子どもにわいせつな行為をしたり、子どもにわいせつな行為をさせること)
 - ・子どもへの性交、性的暴行、性的行為の強要・教唆など
 - ・性器や性交、ポルノグラフィーを見せる。
 - ・ポルノグラフィーなどの被写体などに子どもを強要する。
3. ネグレクト (保護者としての監護を著しく怠ること)
 - ・子どもの健康・安全への配慮を怠っている。例えば家に閉じこめる、重い病気になるっても病院へ連れて行かない、乳幼児を家に残したままたびたび外出する、乳幼児を車に放置するなど。
 - ・子どもにとって必要な情緒的欲求に応えていない(愛情遮断など)。
 - ・食事、衣服、住居などが極端に不適切で、健康状態を損なうほどの無関心・怠慢など。
4. 心理的虐待 (子どもに著しい心理的外傷を与える言動をすること)
 - ・ことばによる脅かし、脅迫など。
 - ・子どもを無視したり、拒否的な態度を示すことなど。
 - ・子どもの心を傷つけるようなことを繰り返し言う。
 - ・子どもの自尊心を傷つけるような言動など。
 - ・他の兄弟とは著しく差別的な扱いをする。
 - ・子どもが DV を目撃する。

子どもの虐待とは、親または親に変わる保護者などによる「**子どもの心身を傷つけ、子どもの健全な成長・発達の妨げになる行為**」をいいます。

虐待であるかどうかは、保護者などの意図とはかかわりなく、あくまで子どもの視点、子どもの権利が侵害されているかどうかといった観点から判断すべきであるということです。

子どもへの虐待行為は、子どもの健全な成長を阻害する重大な人権侵害であり、時には生命までも脅かし、多くは子どもの心に深い傷となって残り、人格形成に大きな影響を与えます。

この法律は、児童虐待の定義を定めるとともに、

- ①児童虐待の禁止
- ②虐待を発見しやすいものの早期発見義務や国民の通告義務
- ③児童の安全確認、一時保護、立入調査
- ④保護者に対する指導を受ける義務
- ⑤親権の適切な行使などの規定を設け、児童虐待の早期発見、早期対応及び虐待を受けた子どもの適切な保護を体系的に推進することを目的にしています。

法的根拠

児童福祉法第25条

保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認める児童を発見した者は、これを福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して福祉事務所に通告しなければならない。ただし、罪を犯した満14歳以上の児童については、この限りではない。この場合においては、家庭裁判所に通告しなければならない。

児童虐待の防止等に関する法律5条（児童虐待の早期発見等）

1 学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び、学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

2 前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。

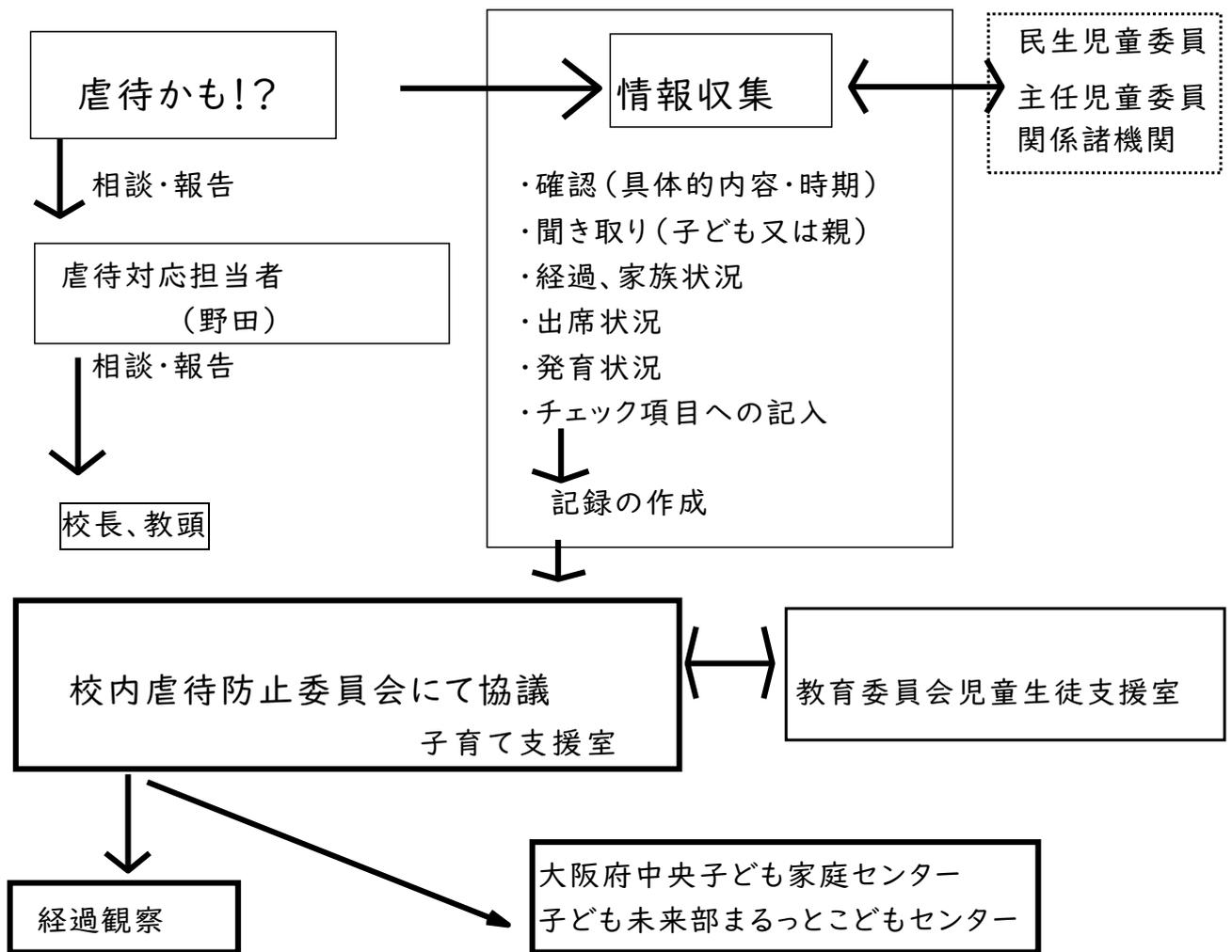


3 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待防止のための教育又は啓発に努めなければならない。

児童虐待の防止等に関する法律6条（児童虐待に係る通告）

1 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

虐待を発見したら



相談報告 虐待問題については、一人で抱え込まず職場全体で考えていくことが大切です。

虐待を疑ったら、校長、教頭、虐待対応担当者に相談・報告します。

情報収集 記録票に記入。できるだけ複数で対応し記録を残す。

校内虐待防止委員会 特別支援教育校内委員会をあてます。学校において共通理解を図り、必要な情報は、共有化しますがプライバシーの保護には十分留意します。

参考文献 枚方市児童虐待防止マニュアル